

帯広十勝地域産業活性化協議会設置・運営要綱

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、帯広十勝地域産業活性化協議会（以下単に「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 北海道帯広市、音更町、幕別町、池田町、本別町、浦幌町、広尾町
- (2) 北海道
- (3) 帯広商工会議所、音更町商工会、幕別町商工会、池田町商工会、本別町商工会、浦幌町商工会、広尾町商工会
- (4) 国立大学法人帯広畜産大学
- (5) 財団法人十勝圏振興機構
- (6) 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
- (7) 北海道立帯広高等技術専門学院
- (8) 職業訓練法人帯広地方職業能力開発協会
- (9) 財団法人帯広市産業開発公社
- (10) 北海道中小企業家同友会帯広支部

2 前項のほか、会長はその都度必要と認める者を協議会に参加させることができる。

(事務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関することを行うこと。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、監査2名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。
- 4 監査は、本協議会の会計を監査する。

(選任)

第6条 役員は協議会で選任する。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第8条 協議会は、必要に応じ会長が召集し開催する。

2 会長は、必要に応じ専門部会を設け、専門部会の委員を指名することができる。

(会計)

第9条 協議会の運営費は、負担金その他をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を作成し、会計監査を経て協議会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、財団法人帯広市産業開発公社に事務局を置く。

(協議会の解散)

第12条 協議会は、基本計画並びに同意計画の終了時に解散とする。

2 前項以外の協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。